

Encloteure m'adressant



Geneva, le 22 novembre 2024

considération

Commission des droits de l'homme en vertu de la plus haute

autorité de l'Organisation des Nations Unies en matière de

droits de l'homme et en vertu de la Charte des Nations Unies

procédure

de la Commission des droits de l'homme et de son

Comité des droits de l'homme, et en vertu de la

Résolution 4/18 de l'Assemblée générale des Nations Unies

du 21 décembre 1948, et de la Résolution 1205 (LXII) de

l'Assemblée générale des Nations Unies du 18 décembre

1947

OFFICE OF THE
HIGH COMMISSIONER FOR HUMAN RIGHTS
UNITED NATIONS

特別手続による通報通告に対する日本政府の回答

2024年11月22日、日本政府は、下記のように回答しました。

【表紙】在ジェノバ国際機関日本政府代表部は、ジェノバ人権高等弁務官事務所に敬意を表するとともに、同事務所の2024年9月24日付UA JAPAN2/2024号通牒を件とし、特別手続からの緊急通報通告に対する日本政府の回答を送付する。

在ジェノヴァ国際機関日本政府代表部は、この機会を利用し、同事務所に対し最大の配慮を行うことを表明する。

2024年11月22日

同封「回答書」

(参照サイト)

<https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadFile?gId=38779>

特別手続による通報通告に対する日本政府の回答

日本政府は、2024年9月24日付の通報通告（UA JPN 2/2024）において回答が求められた質問1から5に対し下記回答する。

(注) 1.~5. は通告における質問

1. 下記の申立てについて、追加情報およびコメントがあれば提供してください。

【即日告知】

1. 死刑の執行は、死刑の執行日当日、直前に死刑確定者に通告される。その理由として、死刑執行日前に被収容者に通知した場合、被収容者の心情の安定に悪影響を及ぼすおそれがあること、また、過度の苦痛を与えるおそれがあることなどが挙げられている。
2. また、家族等の関係者に死刑の執行を事前に通知した場合、関係者に無用な精神的苦痛を与えるおそれがある。また、通知を受けた家族が被収容者と面会し、被収容者が死刑執行の予告を知った場合、同様の苦痛が生じるおそれがある。したがって、現在の告知の時期は正当である。
3. 死刑執行後、死刑確定者があらかじめ指定した者（家族、弁護士など）に対し、

関係法令に基づき、速やかに通知している。

【死刑判決を受けた被収容者の処遇】

4. 死刑確定者は、刑事施設において適正に拘置するとともに、その心情の安定を保つことができるようにする必要がある。死刑確定者については『刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律』（以下「刑事収容施設法」という。）第36条が終日単独室に収容し、原則として居室外で他の被収容者と接触させないと規定している。
5. ただし、同条3項は、死刑確定者の心情の安定を保つために有益と認められる場合には、他の死刑確定者と接触することを許すことができる旨定めている。したがって、このような処遇が人権侵害に当たるとは考えていない。
6. また、死刑確定者の状態を考慮し、必要に応じて、監視カメラを備えた部屋に収容することがあるが、このような処遇は、被収容者の人権を侵害するものとは考えていない。

【死刑が執行されなかった死刑確定者の数】

7. 2023年12月末現在、死刑が執行されていない被収容者は107人である。した

がって、死刑が執行されていない死刑確定者は107人である。¹

【再審請求中に死刑が執行された死刑確定者の数】

8. 日本では執行に関する情報は非公開のため、開示を差し控える。なお、これは、通報通告の文書に記載された数値の正確性を認める趣旨ではない。

9. 死刑確定者が再審で無罪となった事例は5件ある。

(注) 質問では4件であったが、2024年11月9日に確定した袴田巖氏の死刑再審無罪を認めた数になっているが、その点についての言及はない。

【死刑の執行方法】

10. 死刑は、刑法第11条第1項において「絞首して執行する」と規定している。

11. 最高裁判所は、現在日本国で採用されている絞首刑の方法が他の方法と比較して特に非人道的な残虐性を有すると解すべき理由はないと判示しており、政府も同様の見解である。²

【再審請求による執行停止】

12. 刑事手続においては、すべての死刑事件について弁護人を選任しなければならない

¹ 国連人権理事会の通告通知では106人であった。

² 最大判昭和30年4月6日刑集第9巻4号663頁参照。

(刑事訴訟法第289条)、事実認定や死刑の決定は、厳格な証拠法則に基づく慎重な審理を経ている。また、被告人は、裁判所の判決に対して上訴する権利を有し、三審制の下、有罪の認定や刑罰の重さについては上級審による再審査が保障されている。したがって、こうした厳格かつ慎重な手続きを経て確定した死刑判決は、原則として、厳格に執行されるべきであると考ええる。

13. 他方、再審請求中のすべての死刑執行が停止されるとすれば、死刑確定者が再審請求を繰り返す限り、死刑が執行されることができなくなり、刑事裁判の執行による終結が不可能となる。

14. 法務大臣は、個別事件の関係記録を十分に精査し、死刑執行停止の可能性を慎重に検討し、再審事由の有無を検討した上で、死刑執行停止事由がないと認める場合に限って、死刑執行を命令している。

15. したがって、再審請求がなされた場合には、必ず執行を停止するような制度を設けることは、必要でも適切でもないと考ええる。

【死刑制度の抑止効果】

16. 死刑制度の抑止効果を証明することは困難であるが、刑罰が犯罪抑止の一形態であることは一般に認識されており、死刑制度についても同様である。

17. 日本政府が実施した死刑制度に関する世論調査³によれば、「死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見があるが、どのように考えるか」という質問に対して、「死刑制度が廃止されれば、残虐な犯罪が増加すると思う」と答えた人が過半数⁴を占めている。このように死刑の効果を広く認めているということは、死刑には犯罪を抑止する効果があるということであろう。

18. また、死刑制度の存在が、長期的には国民の規範意識の維持に寄与していることは否定し難く、政府としても、死刑制度には一定の非道な犯罪を抑止する効果があると考えている。

³ ここで世論調査とは、2019（令和元年11月）に実施された内閣府「基本的法制度に関する世論調査」を指すと思われる。同調査は、死刑制度に関連して、次のような結果を公表している。

(1) 死刑制度の存廃について 死刑制度に関して、「死刑は廃止すべきである」、「死刑もやむを得ない」という意見があるが、どちらの意見に賛成か聞いたところ、「死刑は廃止すべきである」と答えた者の割合が9.0%、「死刑もやむを得ない」と答えた者の割合が80.8%となっている。なお、「わからない・一概に言えない」と答えた者の割合が10.2%となっている。

(2) 死刑の犯罪抑止力 死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見があるが、どのように考えるか聞いたところ、「増える」と答えた者の割合が58.3%、「増えない」と答えた者の割合が13.7%となっている。なお、「わからない・一概には言えない」と答えた者の割合が27.9%となっている。

(3) 終身刑を導入した場合の死刑制度の存廃 仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止する方がよいと思うか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思うか聞いたところ、「死刑を廃止する方がよい」と答えた者の割合が35.1%、「死刑を廃止しない方がよい」と答えた者の割合が52.0%となっている。なお、「わからない・一概には言えない」と答えた者の割合が12.8%となっている。

⁴ 内閣府調査では58.3%であった。

2. 国際基準に沿って、死刑囚の体制が残虐な、非人道的な、または品位を傷つけるような待遇や刑罰に当たらないことを保証するために、どのような措置が想定されているのかを説明してください。

3. 日本のすべての拘置所において、被収容者の精神的健康を含む健康、プライバシーおよび尊厳に対する権利が保護されることを確保するために、どのような措置がとられているのかを説明してください。

19. 死刑確定者は、上記 4. のとおり、終日、単独室に収容されているが、被収容者が孤立することなく、心情の安定を保つことができるよう、刑務所の職員や任意の面会人との接触や、刑務所の教誨師によるカウンセリングを受けることが認められている。また、そのために必要と認められれば、ビデオやテレビを見る機会も与えられている。

20. 死刑確定者の状態を考慮し、必要な場合には、監視カメラを備えた部屋に収容することがある。なお、そのことが被収容者の人権を侵害するものとは考えていない。

4. 再審を待っている個人の死刑執行を防ぐために、どのような保護措置がとられているのか、もしあれば説明してください。ない場合は、それが国際基準における日本の

義務にどのように従っているかを説明してください。

21. 死刑の執行は法務大臣が命ずると規定する刑事訴訟法第475条第1項は、検察官の指揮の下でのみ裁判の執行ができると規定する同法第472条の例外である。

22. その趣旨は、死刑は人の生命を奪う究極の刑罰であり、一旦執行されると回復し難いものであることから、死刑の執行手続は、法務の最高責任者である法務大臣が、再審、非常上告等の死刑判決に関する例外的な救済措置の事由がないかどうかを改めて慎重に検討し、特別の配慮を要することが適当であると理解しているということである。

23. 現実に法務大臣は、個々の事案の記録を十分に精査し、死刑執行停止の可能性を慎重に検討し、再審事由の有無を検討した上で、執行停止事由がないと認められた場合にのみ死刑執行命令を発している。

24. また、刑事訴訟法第475条第2項は、大臣の執行命令は、判決が確定した日から6か月以内に行うが、再審請求の申立てからその処理に要した期間は、この期間に算入しないと定めている。

5. 政府が死刑のモラトリアムの実施を検討しているかを説明してください。

25. 死刑制度を存置するか、廃止するかは、国際機関における議論や諸外国の動向を踏まえつつ、基本的には、各国の世論、犯罪情勢、国内の刑事司法行政などを勘案し、各国が独自に判断すべき問題である。

26. 極めて悪質かつ残虐な犯罪については死刑もやむを得ないと考える国民が多数であること⁵などの我が国の実情に照らせば、死刑の執行を一時的に停止することは適当でないと考えられる。⁶また、執行停止後に執行手続が再開された場合、死刑が執行されないという希望を抱いた死刑確定者がその希望を打ち碎かれることになり、結局、非人道的な結果となる。

27. したがって、日本政府は、死刑の執行を一時停止することは適当でないと考える。

以 上

⁵ 従来、日本政府は、世論調査が「国民の80パーセント以上が死刑を支持している」ことを死刑存置の根拠として強調してきた。ところが、回答では具体的な数字を示していない。

⁶ 今年、5年ごとに実施している前記の内閣府世論調査の実施年であり、11月7日から17日前後に調査が実施されていたと思われる。すでに統計の大まかな集計は完了しているはずであるが「国民の大多数」の具体的な数字が示されていない。結果の発表は、2025年1月17日前後であると思われる。

【参照条文】

『刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律』

(死刑確定者の処遇の態様) 第36条 ① 死刑確定者の処遇は、居室外において行うことが適当と認める場合を除き、昼夜、居室において行う。

② 死刑確定者の居室は、単独室とする。

③ 死刑確定者は、居室外においても、第32条第1項に定める処遇の原則に照らして有益と認められる場合を除き、相互に接触させてはならない。

(診療等) 第62条 ① 刑事施設の長は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、刑事施設の職員である医師等（医師又は歯科医師をいう。以下同じ。）による診療（栄養補給の処置を含む。以下同じ。）を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとする。ただし、第一号に該当する場合において、その者の生命に危険が及び、又は他人にその疾病を感染させるおそれがないときは、その者の意思に反しない場合に限る。

一 負傷し、若しくは疾病にかかっているとき、又はこれらの疑いがあるとき。

二 飲食物を摂取しない場合において、その生命に危険が及ぶおそれがあるとき。

② 刑事施設の長は、前項に規定する場合において、傷病の種類又は程度等に応じ必要と認めるときは、刑事施設の職員でない医師等による診療を行うことができる。

③ 刑事施設の長は、前二項の規定により診療を行う場合において、必要に応じ被収容者を刑事施設の外の病院又は診療所に通院させ、やむを得ないときは被収容者を刑事施設の外の病院又は診療所に入院させることができる。

『刑法』

(死刑) 第11条 ① 死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。

② 死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設に拘置する。

『刑事訴訟法』

第289条 ① 死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。

② 弁護人がなければ開廷することができない場合において、弁護人が出頭しないとき若しくは在廷しなくなったとき、又は弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならない。

③ 弁護人がなければ開廷することができない場合において、弁護人が出頭しないおそれがあるときは、裁判所は、職権で弁護人を付することができる。

第472条① 裁判の執行は、その裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官がこれを指揮する。但し、第70条第1項但書の場合、第107条第1項但書の場合その他その性質上

裁判所又は裁判官が指揮すべき場合は、この限りでない。

② 上訴の裁判又は上訴の取下により下級の裁判所の裁判を執行する場合には、上訴裁判所に対応する検察庁の検察官がこれを指揮する。但し、訴訟記録が下級の裁判所又はその裁判所に対応する検察庁に在るときは、その裁判所に対応する検察庁の検察官が、これを指揮する。

第 475 条 ① 死刑の執行は、法務大臣の命令による。

② 前項の命令は、判決確定の日から 6 箇月以内にこれをしなければならない。但し、上訴権回復若しくは再審の請求、非常上告又は恩赦の出願若しくは申出がされその手続が終了するまでの期間及び共同被告人であつた者に対する判決が確定するまでの期間は、これをその期間に算入しない。